プロジェクト　**収益認識**

項目　**本日の検討の概要**

## 本日の検討の概要

### （日本基準の開発）

1. 第 311 回企業会計基準委員会（平成 27 年 5 月 15 日開催）における審議結果に基づき、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）を踏まえた我が国における収益認識基準の開発に向けた検討については、当面、以下の手順で議論を行っていくこととしている。

   (1) IFRS 第 15 号の概要の把握
   (2) IFRS 第 15 号の会計処理に関する適用上の論点の抽出
   (3) 適用上の論点の把握のための文書の公表

2. これまで前項(1)及び(2)に関して、IFRS 第 15 号の概要及び生じる可能性がある主な論点について審議を行ってきた。なお、審議において使用した資料は、親委員会及び専門委員会において聞かれた意見の追加や資料の更新を行っている。

3. 2015 年 8 月 24 日に開催された第 55 回収益認識専門委員会より、想定される適用上の論点についてさらに理解を深める目的で、日本公認会計士協会に事例に基づいた IFRS 第 15 号の適用上の論点について、ご報告頂き、審議を行っている。本日も引き続き当該収益認識専門委員会における検討状況について審議を行う。（審議事項（4)-2-1)。

### （IASB 及び FASB の公開草案への対応）

4. 審議事項(4)-3 を用いて国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）における現在の審議状況の概要を説明する。

5. また、2015 年 7 月 30 日にIASBから公表された公開草案「IFRS第 15 号の明確化（IFRS 第 15 号の修正案）」[1]について検討を行う。本公開草案に関する現在までの審議状況及び本日を含む今後の審議予定については以下のとおりである。

| | |
|---|---|
| 本人か代理人かの検討 | 第 55 回専門委員会（2015 年 8 月 24 日開催）及び第 318 回親委員会（2015 年 8 月 26 日開催）にて審議を行 |

[1] 参考資料 1 において本公開草案の全体像を説明している。また、参考資料 2 において、本公開草案に対する EFRAG のドラフト・コメント・レター（2015 年 9 月 4 日公表）の概要を示している。



財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

| | |
|---|---|
| | った。引き続き次回以降審議を行う。 |
| 履行義務の識別及び知的財産ライセンス | 次回以降審議を行う。 |
| 移行時の実務上の便法及びその他のトピック | 第 56 回専門委員会（2015 年 9 月 4 日開催）にて審議を行った。当該検討状況について、本日、審議を行う（審議事項(4) -4)。 |

## 今後の審議予定

6. 収益認識専門委員会においては、今後、以下のスケジュールにより審議を行うことを予定している。

| 審議内容 | 審議時期 |
|---|---|
| **【日本基準の開発】** | |
| 日本公認会計士協会からの論点のご報告 | 2015 年 8 月から 9 月（3 回程度） |
| 適用上の論点の把握のために公表を予定している文書（第 1 項(3)参照）の文案の検討 | 2015 年 10 月以後 |
| **【IASB 及び FASB の公開草案への対応】** | |
| IASB 公開草案「IFRS 第 15 号の明確化」へのコメント対応 | 2015 年 8 月から 10 月 |
| FASB公開草案「限定的範囲の改善及び実務上の便法[2]（Topic 606 の修正)」へのコメント対応 | 2015 年 9 月から 10 月 |
| FASB 公開草案「本人又は代理人（Topic 606 の修正)」へのコメント対応 | 2015 年 9 月から 10 月 |

以　上

[2] 移行時の実務上の便法、売上税の表示、現金以外の対価、回収可能性の検討に関する提案が予定されている。



財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。